

平成27年度 第2回

鹿児島県道路メンテナンス会議

平成27年8月28日

鹿児島県青少年会館

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態	
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

H26
結果を
公表

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

平成27年8月5日
道 路 局

「道路メンテナンス年報」(暫定版)の公表について

【道路の老朽化対策の本格実施】

平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。

結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html

この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

なお、今回の発表では、点検結果について、国土交通省及び高速道路会社の管理施設をまとめており、地方公共団体の管理施設については、改めて発表させていただく予定です。

※ 本年報に記載されている数値は暫定値であり、今後変わりうることがあります。

<問い合わせ先>

【全般】

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 田中 倫英
代表 03-5253-8111(内線 37813)
直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
代表 03-5253-8111(内線 38382)
直通 03-5253-8491

【地方道に関すること】

環境安全課 課長補佐 村下 剛
代表 03-5253-8111(内線 38162)
直通 03-5253-8495

1. 道路メンテナンス年報について

- 平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。
- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。
- なお、本年報に記載されている数値は、平成27年6月末時点の暫定値であり、今後変わりうることがあります。

点検について

全ての道路管理者は、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等(以下、道路附属物等)」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施していきます。

<平成26年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁	706,549	59,808	8%
トンネル	10,907	1,393	13%
道路附属物等	39,942	6,125	15%

H27.6末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋(カルバート)がある。
(管理施設数、点検実施数は、国土交通省9,467、101、高速道路会社5,733、1,481)

点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

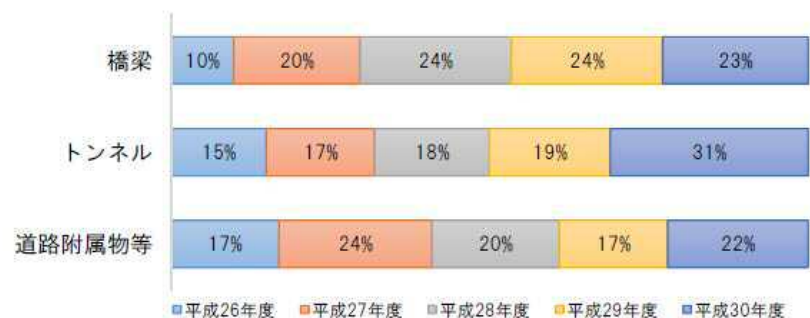
今後どのように措置していくのか。

→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

2. 点検計画

- 全道路管理者は平成26年12月時点で、橋梁、トンネル、道路附属物等について、平成30年度までに全ての施設の点検を実施する点検計画[※]を策定しました。
- また、第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしています。

○ 5年間の点検計画(全道路管理者合計)



○ 跨道橋、跨線橋等の5年間の点検計画(全道路管理者合計)



※ 国土交通省では、従前より橋梁等について、5年に1回の点検を実施してきているところです。また、高速道路会社では、笹子トンネル天井板落下事故以降、各種の構造物を点検したうえで更新・修繕計画を策定し、事業に着手しており、引き続き定期的な点検を実施していきます。

3. 点検実施状況(平成26年度)

(1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成26年度において、橋梁は全国約70万橋のうち、約6万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 5,741橋、高速道路会社 2,155橋、都道府県・政令市等 20,739橋、市区町村 31,173橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約8%、管理者別では、国土交通省 約20%、高速道路会社 約12%、都道府県・政令市等 約11%、市区町村 約6%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約1,400箇所、約6,100施設で点検を実施し、約13%、約15%の点検実施率となっています。

○ 橋梁

(単位:橋)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	28,139	5,741	20%
高速道路会社	17,344	2,155	12%
都道府県・政令市等	180,985	20,739	11%
市区町村	480,081	31,173	6%
合計	706,549	59,808	8%

H27.6末時点

○ トンネル

(単位:箇所)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,458	323	22%
高速道路会社	1,889	337	18%
都道府県・政令市等	5,293	471	9%
市区町村	2,267	262	12%
合計	10,907	1,393	13%

H27.6末時点

○ 道路附属物等

(単位:施設)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,076	1,361	11%
高速道路会社	11,643	2,320	20%
都道府県・政令市等	13,512	1,929	14%
市区町村	2,711	515	19%
合計	39,942	6,125	15%

H27.6末時点

○点検実施状況



(2)都道府県別の点検実施状況

○平成26年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	1,923	43	358
青森県	1,166	6	89
岩手県	888	51	72
宮城県	1,691	21	43
秋田県	845	30	46
山形県	459	22	42
福島県	1,422	35	43
茨城県	166	3	59
栃木県	582	1	129
群馬県	1,415	12	57
埼玉県	3,162	4	504
千葉県	561	57	304
東京都	1,145	11	337
神奈川県	1,250	57	504
新潟県	898	47	123
富山県	1,338	12	66
石川県	494	7	2
福井県	1,127	54	67
山梨県	772	11	66
長野県	2,694	40	58
岐阜県	2,845	28	99
静岡県	3,060	22	237
愛知県	3,493	21	406
三重県	1,314	112	222
滋賀県	1,128	5	39
京都府	1,222	54	41
大阪府	960	7	369
兵庫県	2,010	58	362
奈良県	282	18	124

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	446	27	24
鳥取県	1,301	17	6
島根県	380	70	32
岡山県	1,603	57	66
広島県	3,196	78	266
山口県	1,518	27	52
徳島県	1,160	16	112
香川県	1,016	4	9
愛媛県	1,421	28	31
高知県	413	16	93
福岡県	1,853	28	115
佐賀県	469	15	68
長崎県	744	9	48
熊本県	1,171	22	138
大分県	1,337	68	92
宮崎県	778	49	36
鹿児島県	588	9	49
沖縄県	102	4	20
合計	59,808	1,393	6,125

(参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	30,372	480	2,894
青森県	6,975	51	353
岩手県	13,595	287	496
宮城県	12,449	119	543
秋田県	12,095	171	450
山形県	9,047	154	484
福島県	17,380	235	861
茨城県	14,686	68	637
栃木県	12,976	94	682
群馬県	15,261	138	633
埼玉県	19,661	83	1,561
千葉県	11,530	448	1,134
東京都	6,313	187	2,393
神奈川県	9,191	334	1,956
新潟県	22,481	412	1,428
富山県	11,984	118	750
石川県	8,909	148	479
福井県	9,865	270	433
山梨県	8,166	207	496
長野県	22,205	409	924
岐阜県	26,092	367	1,100
静岡県	30,021	427	1,453
愛知県	24,919	120	2,743
三重県	19,390	236	714
滋賀県	11,966	86	434
京都府	12,799	169	626
大阪府	10,810	115	2,824
兵庫県	29,727	380	2,112
奈良県	10,494	173	295
和歌山県	11,798	324	340
鳥取県	7,639	100	210

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
島根県	14,389	321	374
岡山県	32,087	256	663
広島県	22,720	418	887
山口県	14,823	273	605
徳島県	12,399	182	403
香川県	7,903	53	434
愛媛県	12,757	353	568
高知県	13,604	396	345
福岡県	29,356	153	1,110
佐賀県	12,462	52	253
長崎県	9,946	208	216
熊本県	19,920	292	327
大分県	10,890	574	313
宮崎県	9,468	243	398
鹿児島県	10,511	174	328
沖縄県	2,518	49	280
合計	706,549	10,907	39,942

(3)最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,035 橋、1,063 橋、15,427 橋で、点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約 16%、約 12%、約 15%と、いずれも、橋梁全体の点検実施率（約 8%）を上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段：点検実施率 下段：点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	24% (402)	21% (351)	21% (4,918)
高速道路会社	14% (658)	7% (75)	12% (2,077)
都道府県・政令市等	16% (403)	12% (411)	14% (7,972)
市区町村	15% (572)	8% (226)	12% (460)
合計	16% (2,035)	12% (1,063)	15% (15,427)

H27.6 末時点



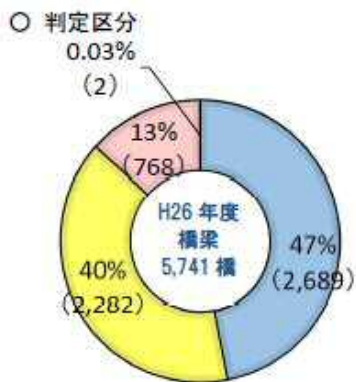
4. 点検結果 (平成 26 年度)

(1) 国土交通省

① 橋梁

- 国土交通省では、管理する橋梁 28,139 橋のうち、5,741 橋について点検を実施し、その結果は判定区分Ⅰ 2,689 橋、Ⅱ 2,282 橋、Ⅲ 768 橋、Ⅳ 2 橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 40%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.03%となります。
- 判定区分Ⅲ (早期に措置を講ずべき状態) については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。

※ 判定区分Ⅰ：健全 (構造物の機能に支障が生じていない状態)
 判定区分Ⅱ：予防保全段階 (構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)
 判定区分Ⅲ：早期措置段階 (構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)
 判定区分Ⅳ：緊急措置段階 (構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)



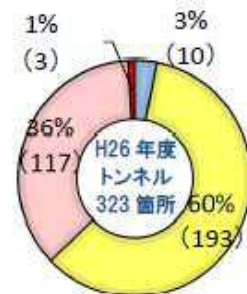
○ 判定区分Ⅳのリスト(橋梁)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
まかいがこせんきょう 堺田跨線橋	国道 47 号 (山形県)	1970	下フランジ及び支点上補剛材の一部が欠損。支承にも著しい腐食	仮受け材の設置
とくふつばし 徳仏橋	国道 9 号 (山口県)	1965	主桁端部のウェブ下部及び下フランジに孔食・破断が発生	仮受け材の設置

② その他の構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル 1,458 箇所のうち、323 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 10 箇所、Ⅱ 193 箇所、Ⅲ 117 箇所、Ⅳ 3 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 60%、Ⅲ 36%、Ⅳ 1%となります。
- また、管理する道路附属物等 12,076 施設のうち、1,361 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 460 施設、Ⅱ 657 施設、Ⅲ 243 施設、Ⅳ 1 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 34%、Ⅱ 48%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0.1%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳについては、速やかに緊急措置を実施したところです。

○ トンネル



○ 道路附属物等



■ 判定区分Ⅰ (健全)
 ■ 判定区分Ⅱ (予防保全段階)
 ■ 判定区分Ⅲ (早期措置段階)
 ■ 判定区分Ⅳ (緊急措置段階)

○ 判定区分Ⅳリスト(トンネル)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
かんのん 観音トンネル	一般国道 20 号 (山梨県)	1958	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
つるぎ 都留トンネル	一般国道 139 号 (山梨県)	1987	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
まがたか 万沢トンネル	一般国道 52 号 (山梨県)	1971	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置

○ 判定区分Ⅳリスト(道路附属物等)

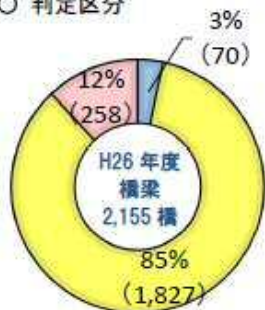
施設名	管理者名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
門型標識	一般国道 50 号 (栃木県)	1989	横梁及び横梁トラスに孔食	標識の撤去

(2) 高速道路会社

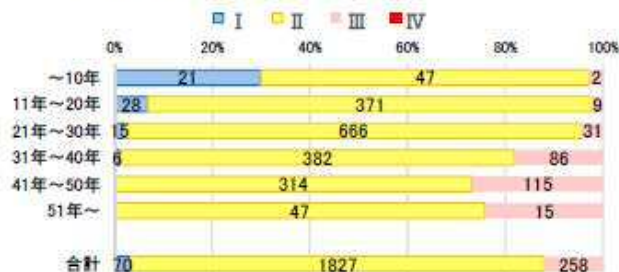
① 橋梁

- 高速道路会社では、管理する橋梁 17,344 橋のうち、2,155 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 70 橋、Ⅱ 1,827 橋、Ⅲ 258 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 85%、Ⅲ 12%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。

○ 判定区分



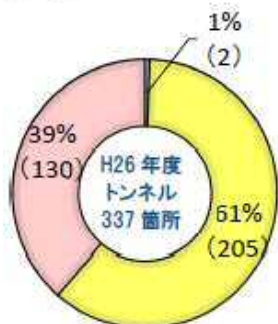
○ 判定区分と建設経過年度



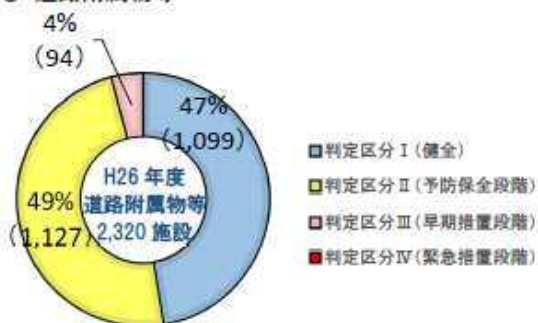
② その他の道路構造物

- 高速道路会社では、管理するトンネル 1,889 箇所のうち、337 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 2 箇所、Ⅱ 205 箇所、Ⅲ 130 箇所となりました。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 61%、Ⅲ 39%となります。
- また、管理する道路附属物等 11,643 施設のうち、2,320 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,099 施設、Ⅱ 1,127 施設、Ⅲ 94 施設となりました。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 49%、Ⅲ 4%となります。
- とともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ(健全)
- 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ(早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)

5. 直轄診断

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断^{*}」を平成 26 年度に試行的に実施しました。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成 27 年度より修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。
- 「直轄診断」については、平成 27 年度より本格実施に取り組むこととしています。

○ 平成 26 年度直轄診断実施箇所と診断結果概要

橋梁名	市町村名	橋長(m)	診断結果概要
三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
大前橋	嬬恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



緊急性・難易度を踏まえて対応

平成 27 年度

- 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行業に着手
- 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

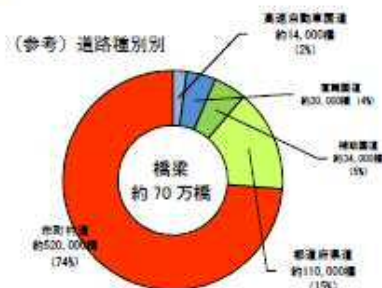
※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人士木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

参考1 橋梁の現状

1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

○我が国には橋梁が、約70万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁が約66万橋と全体の9割以上を占めています。これは米国と比較すると、非常に多くなっています。

○道路管理者別

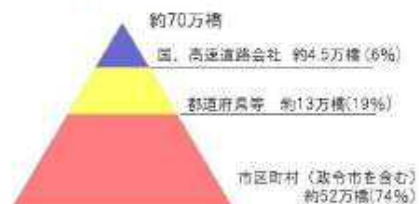


地方公共団体管理
約66万橋

(参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較

<橋梁数>

【日本】

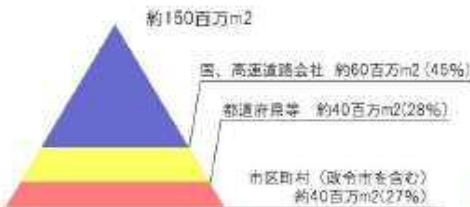


【米国】



<橋面積>

【日本】



【米国】



出典) 日本 道路局調べ(H26.12時点)

米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12時点)

※StateにはFederal約1万橋を含む

※切り捨てにより合計値が一致しない

2. 建設年度別の橋梁数

○建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。

○建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%ですが、10年後には約42%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁では、約半数が建設後50年を経過します。

○この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらの大半が市区町村管理の橋長15m未満の橋梁です。

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

○建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

○建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

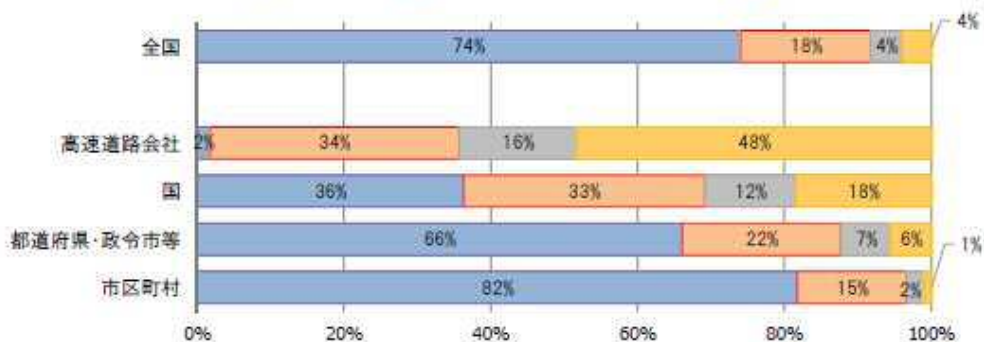
3. 管理者別の橋長分布

○橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8%ですが、高速道路会社で約 64%、国土交通省で約 30%である一方、市区町村では約 3%と管理者によって大きく異なっています。

○市区町村が管理する橋梁の 80%以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている跨線橋では、市区町村が管理する橋梁の 80%以上が、橋長 15m 以上で、市区町村にとっては大規模なものとなっています。

○管理者別の橋長分布

■ 2m以上15m未満 ■ 15m以上50m未満 ■ 50m以上100m未満 ■ 100m以上

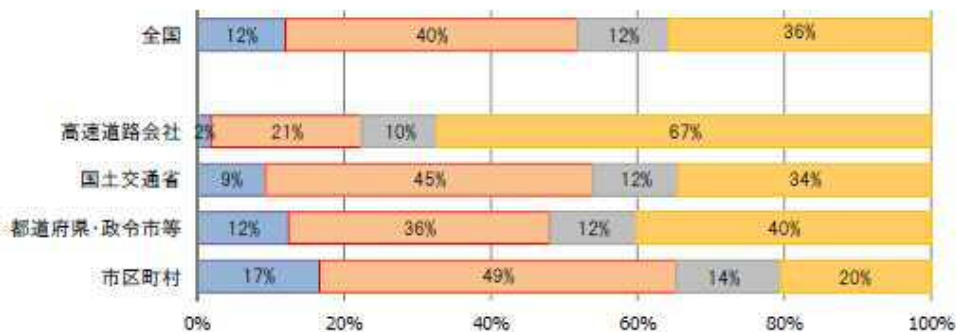


(出典)道路局調べ(H26.12時点)

※ 橋長に関して情報がなかった橋梁約 1,000 橋を除く

○管理者別の橋長分布(跨線橋)

■ 2m以上15m未満 ■ 15m以上50m未満 ■ 50m以上100m未満 ■ 100m以上



(出典)道路局調べ(H26.12時点)

参考2. 地方公共団体の意識調査結果

【調査対象】

全地方公共団体(1,788 団体): 都道府県(47)、政令市(20)及び市区町村(1,721)

【調査時点】

平成 26 年 11 月(調査期間:平成 26 年 11 月4日~12 月4日)

【回答数】

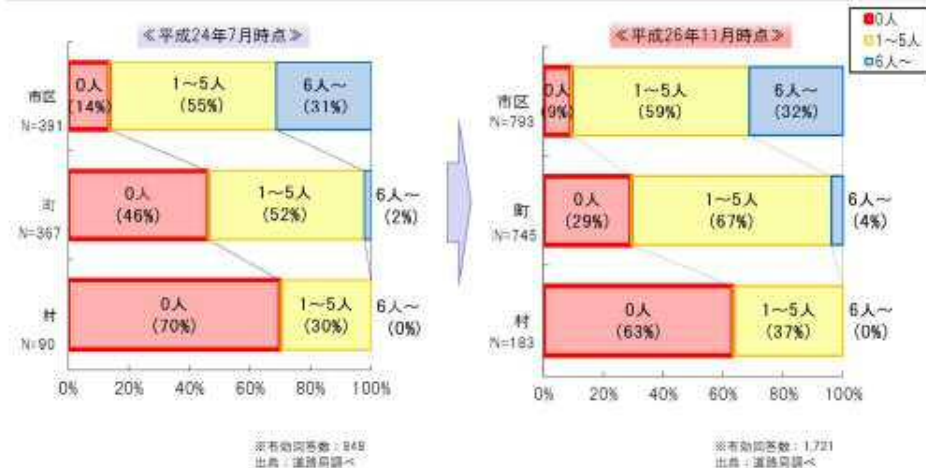
1,788 団体(47 都道府県、20 政令市、1,721 市区町村)[回答率 100%]

※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

(1) 橋梁管理に携わる土木技術者数

○平成 24 年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少

問: 橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。



(6) 現行の交付金制度について

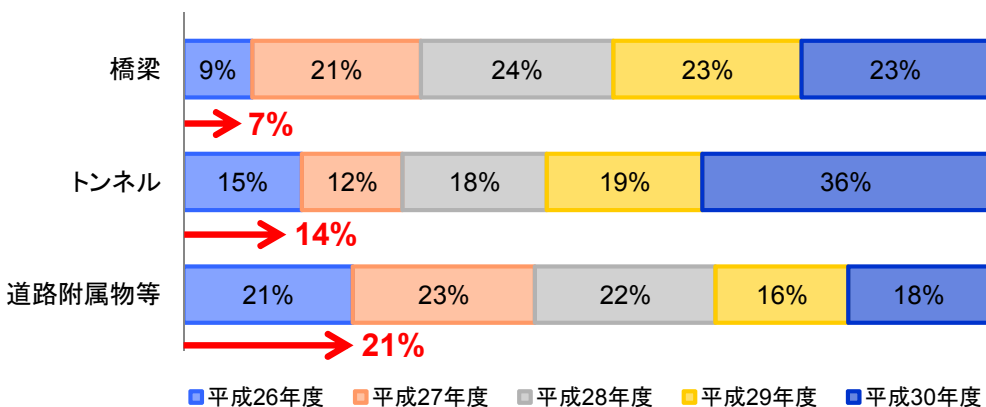
○ 現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答

問：現行の交付金制度について改善点等はありませんか。(複数回答可)



- 昨年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成26年度の点検実施率は、橋梁約7%、トンネル約14%、道路附属物等約21%
- 橋梁については、国土交通省九州地方整備局では、全体の約24%を点検しているが、高速道路会社17%、地方公共団体6%となっている。今後は、各年度で全体の20%程度の点検を実施。
- 第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、最優先で点検を推進する橋梁を規定。

<5年間の点検計画と平成26年度の実施状況>



<各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
トンネル	1,691	248	229	14%
道路附属物等	2,956	621	606	21%

※ H27.6月末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋（カルバート）がある。
 （管理施設数、点検実施数は、国土交通省1205、0、高速道路会社622、227）

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

<橋梁点検状況(管理者別)>

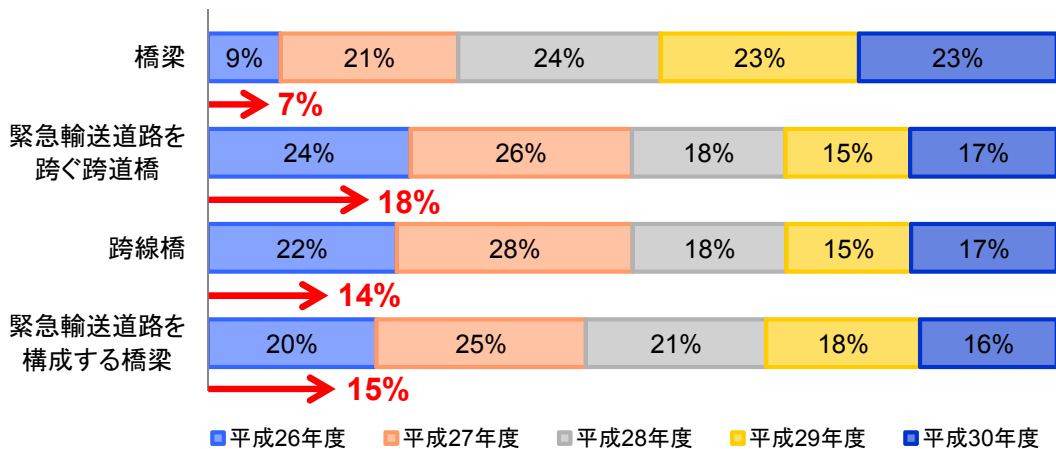
管理者	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
国土交通省	3,291	877	780	24%
高速道路会社	1,627	589	275	17%
地方公共団体	97,761	7,294	5,953	6%
合計	102,679	8,760	7,008	7%

※ H27.6月末時点

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率(D)は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約18%、跨線橋約14%、緊急輸送道路を構成する橋梁約15%である。計画点検数に対しては、特に跨線橋について、点検が遅れている状況であり、H26未点検橋梁も含め早期に点検を行うように調整する。

○跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、整備局等が窓口となった一括協議を行い体制を強化する。

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26年度の実施状況＞ <課題>

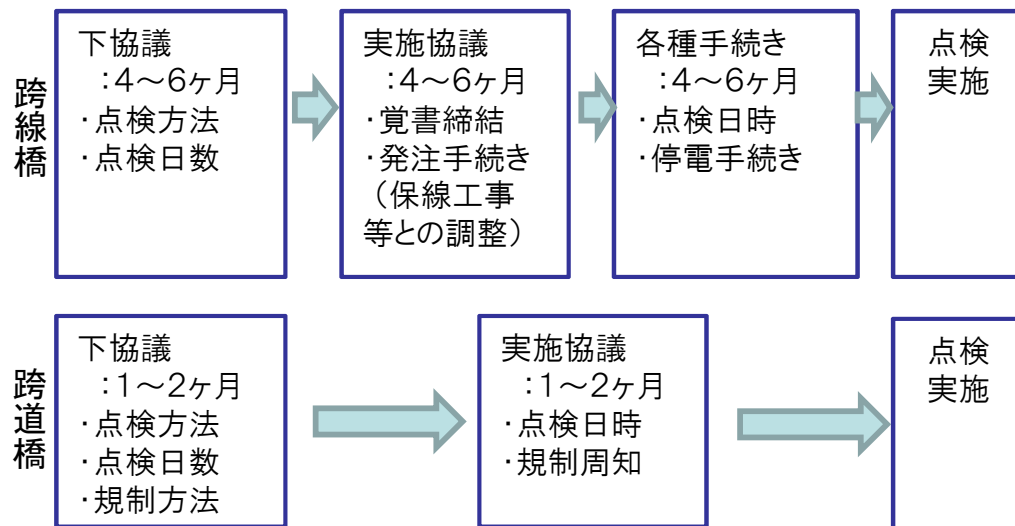


跨線橋については、点検方法の下協議、鉄道事業者側の保線工事等との実施時期の調整(実施協議)などに時間を要する。

(調整必要期間: 跨線橋 約1年~1年半、跨道橋 約2~4ヶ月)

整備局等が窓口となった管内道路管理者分の一括協議、年度上半期での点検着手、実施体制の強化等により、点検を実施していく予定

【調整(例)】



	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,638	390	300	18%
跨線橋	1,027	221	147	14%
緊急輸送道路を構成する橋梁	14,474	2,870	2,239	15%

※ H27.6月末時点

○ 鹿児島県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が3橋（0.5%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は145橋（24.7%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は266橋（45.2%）でした。

<平成26年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	410	98	44	39	15	0
高速道路会社	152	16	2	12	2	0
鹿児島県（公社含む）	2,431	37	15	20	2	0
市区町村	7,526	437	113	195	126	3
合計	10,519	588	174	266	145	3

※ H27.6月末時点

- 鹿児島県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0箇所、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が4箇所（44.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は4箇所（44.4%）でした。

<平成26年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	14	1	1	0	0	0
高速道路会社	11	6	0	3	3	0
鹿児島県（公社含む）	98	0	0	0	0	0
市区町村	51	2	0	1	1	0
合計	174	9	1	4	4	0

※ H27.6月末時点

○ 鹿児島県の道路附属物の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0施設で、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は25施設（51.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は22施設（44.9%）でした。

<平成26年度管理者別点検結果(道路附属物)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	109	16	0	7	9	0
高速道路会社	58	13	0	6	7	0
鹿児島県（公社含む）	126	11	0	8	3	0
市区町村	35	9	2	1	6	0
合計	328	49	2	22	25	0

※ H27.6月末時点

鹿児島県のH26点検結果(その他(溝橋))

資料⑤

○ 鹿児島県のその他（溝橋）の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0施設（0%）判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は16施設（47.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は17施設（50%）でした。

<平成26年度管理者別点検結果(その他(溝橋))>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	125	0	0	0	0	0
高速道路会社	53	34	1	17	16	0
愛知県	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	0	0
合計	178	34	1	17	16	0

※ H27.6月末時点

5-2 橋梁点検結果 各管理者毎

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	410	98	44	39	15	0
高速道路会社	152	16	2	12	2	0
鹿児島県	2,404	10	2	6	2	0
鹿児島県道路公社	27	27	13	14	0	0
始良市	304	11	2	5	4	0
阿久根市	226	1	0	0	1	0
奄美市	303	1	1	0	0	0
伊佐市	271	34	3	19	11	1
出水市	402	5	0	4	1	0
いちき串木野市	160	15	0	5	10	0
指宿市	140	7	0	3	4	0
鹿児島市	663	149	68	57	24	0
鹿屋市	451	14	3	7	4	0
霧島市	655	9	0	0	9	0
薩摩川内市	808	24	0	20	3	1
志布志市	189	21	3	15	3	0
曾於市	206	0	0	0	0	0
垂水市	104	15	3	9	3	0
西之表市	70	4	2	2	0	0
日置市	262	4	0	2	2	0
枕崎市	67	3	0	0	3	0
南九州市	309	2	0	0	2	0
南さつま市	333	10	10	0	0	0
天城町	63	3	1	2	0	0
伊仙町	27	0	0	0	0	0
大崎町	55	10	5	5	0	0
喜界町	26	0	0	0	0	0
肝付町	134	35	4	21	10	0



錦江町	102	3	3	0	0	0
さつま町	251	1	1	0	0	0
瀬戸内町	110	0	0	0	0	0
龍郷町	66	15	0	3	11	1
知名町	10	0	0	0	0	0
徳之島町	92	2	0	0	2	0
長島町	72	5	0	3	2	0
中種子町	33	0	0	0	0	0
東串良町	52	1	0	1	0	0
南大隅町	102	9	0	6	3	0
南種子町	51	1	0	0	1	0
屋久島町	116	2	2	0	0	0
湧水町	120	1	0	1	0	0
与論町	5	1	0	1	0	0
和泊町	11	0	0	0	0	0
宇検村	45	5	0	0	5	0
十島村	10	10	2	4	4	0
三島村	7	1	0	0	1	0
大和村	43	3	0	0	3	0
合計	10,519	588	174	266	145	3

5-2 トンネル点検結果 各管理者毎

資料⑤

【鹿児島県(トンネル)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	14	1	1	0	0	0
高速道路会社	11	6	0	3	3	0
鹿児島県	92	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	6	0	0	0	0	0
始良市	10	0	0	0	0	0
阿久根市	0	0	0	0	0	0
奄美市	2	0	0	0	0	0
伊佐市	0	0	0	0	0	0
出水市	1	0	0	0	0	0
いちき串木野市	0	0	0	0	0	0
指宿市	2	0	0	0	0	0
鹿児島市	14	2	0	1	1	0
鹿屋市	4	0	0	0	0	0
霧島市	5	0	0	0	0	0
薩摩川内市	1	0	0	0	0	0
志布志市	1	0	0	0	0	0
曾於市	0	0	0	0	0	0
垂水市	2	0	0	0	0	0
西之表市	0	0	0	0	0	0
日置市	2	0	0	0	0	0
枕崎市	0	0	0	0	0	0
南九州市	1	0	0	0	0	0
南さつま市	0	0	0	0	0	0
天城町	1	0	0	0	0	0
伊仙町	0	0	0	0	0	0
大崎町	0	0	0	0	0	0
喜界町	0	0	0	0	0	0
肝付町	0	0	0	0	0	0



錦江町	0	0	0	0	0	0
さつま町	3	0	0	0	0	0
瀬戸内町	0	0	0	0	0	0
龍郷町	0	0	0	0	0	0
知名町	0	0	0	0	0	0
徳之島町	0	0	0	0	0	0
長島町	0	0	0	0	0	0
中種子町	0	0	0	0	0	0
東串良町	0	0	0	0	0	0
南大隅町	1	0	0	0	0	0
南種子町	0	0	0	0	0	0
屋久島町	0	0	0	0	0	0
湧水町	0	0	0	0	0	0
与論町	0	0	0	0	0	0
和泊町	0	0	0	0	0	0
宇検村	0	0	0	0	0	0
十島村	1	0	0	0	0	0
三島村	0	0	0	0	0	0
大和村	0	0	0	0	0	0
合計	174	9	1	4	4	0

5-2 道路附属物点検結果 各管理者毎

資料⑤

【鹿児島県(道路附属物)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	109	16	0	7	9	0
高速道路会社	58	13	0	6	7	0
鹿児島県	118	11	0	8	3	0
鹿児島県道路公社	8	0	0	0	0	0
始良市	0	0	0	0	0	0
阿久根市	0	0	0	0	0	0
奄美市	1	0	0	0	0	0
伊佐市	0	0	0	0	0	0
出水市	4	1	0	0	1	0
いちき串木野市	0	0	0	0	0	0
指宿市	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	26	8	2	1	5	0
鹿屋市	1	0	0	0	0	0
霧島市	1	0	0	0	0	0
薩摩川内市	2	0	0	0	0	0
志布志市	0	0	0	0	0	0
曾於市	0	0	0	0	0	0
垂水市	0	0	0	0	0	0
西之表市	0	0	0	0	0	0
日置市	0	0	0	0	0	0
枕崎市	0	0	0	0	0	0
南九州市	0	0	0	0	0	0
南さつま市	0	0	0	0	0	0
天城町	0	0	0	0	0	0
伊仙町	0	0	0	0	0	0
大崎町	0	0	0	0	0	0
喜界町	0	0	0	0	0	0
肝付町	0	0	0	0	0	0



錦江町	0	0	0	0	0	0
さつま町	0	0	0	0	0	0
瀬戸内町	0	0	0	0	0	0
龍郷町	0	0	0	0	0	0
知名町	0	0	0	0	0	0
徳之島町	0	0	0	0	0	0
長島町	0	0	0	0	0	0
中種子町	0	0	0	0	0	0
東串良町	0	0	0	0	0	0
南大隅町	0	0	0	0	0	0
南種子町	0	0	0	0	0	0
屋久島町	0	0	0	0	0	0
湧水町	0	0	0	0	0	0
与論町	0	0	0	0	0	0
和泊町	0	0	0	0	0	0
宇検村	0	0	0	0	0	0
十島村	0	0	0	0	0	0
三島村	0	0	0	0	0	0
大和村	0	0	0	0	0	0
合計	328	49	2	22	25	0

5-2 溝橋点検結果 各管理者毎

資料⑤

【鹿児島県(溝橋)】各道路管理者別点検実施数、診断結果

平成27年6月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	125	0	0	0	0	0
高速道路会社	53	34	1	17	16	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	0	0	0	0	0	0
始良市	0	0	0	0	0	0
阿久根市	0	0	0	0	0	0
奄美市	0	0	0	0	0	0
伊佐市	0	0	0	0	0	0
出水市	0	0	0	0	0	0
いちき串木野市	0	0	0	0	0	0
指宿市	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0
鹿屋市	0	0	0	0	0	0
霧島市	0	0	0	0	0	0
薩摩川内市	0	0	0	0	0	0
志布志市	0	0	0	0	0	0
曾於市	0	0	0	0	0	0
垂水市	0	0	0	0	0	0
西之表市	0	0	0	0	0	0
日置市	0	0	0	0	0	0
枕崎市	0	0	0	0	0	0
南九州市	0	0	0	0	0	0
南さつま市	0	0	0	0	0	0
天城町	0	0	0	0	0	0
伊仙町	0	0	0	0	0	0
大崎町	0	0	0	0	0	0
喜界町	0	0	0	0	0	0
肝付町	0	0	0	0	0	0

錦江町	0	0	0	0	0	0
さつま町	0	0	0	0	0	0
瀬戸内町	0	0	0	0	0	0
龍郷町	0	0	0	0	0	0
知名町	0	0	0	0	0	0
徳之島町	0	0	0	0	0	0
長島町	0	0	0	0	0	0
中種子町	0	0	0	0	0	0
東串良町	0	0	0	0	0	0
南大隅町	0	0	0	0	0	0
南種子町	0	0	0	0	0	0
屋久島町	0	0	0	0	0	0
湧水町	0	0	0	0	0	0
与論町	0	0	0	0	0	0
和泊町	0	0	0	0	0	0
宇検村	0	0	0	0	0	0
十島村	0	0	0	0	0	0
三島村	0	0	0	0	0	0
大和村	0	0	0	0	0	0
合計	178	34	1	17	16	0

5-3 点検結果 個別橋梁リスト (1/5)

資料⑤

【鹿児島県】橋梁点検結果

平成27年6月30日時点

Table with columns: 道路橋名(フリガナ), 路線名, 架設年次, 橋長(m), 幅員(m), 管理者, 行政区域, 点検記録. Lists bridge inspection results for Kagoshima Prefecture.

Table with columns: 橋名, 路線, 架設年次, 橋長(m), 幅員(m), 管理者, 行政区域, 点検記録. Continuation of bridge inspection results for Kagoshima Prefecture.

5-3 点検結果 個別橋梁リスト (2/5)

蟹ヶ渡橋	(カゴウダシバシ)	指宿鹿児島インター線	1977	50.00	6.50	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
鹿倉宇都橋(上り線)	(カクウウツホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1987	40.00	9.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	I
鹿倉宇都橋(下り線)	(カクウウツホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1996	40.00	8.25	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	I
二里迫大橋(下り線)	(ニリサセオホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1986	133.40	8.50	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
二里迫大橋(上り線)	(ニリサセオホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1996	133.40	11.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
広木大橋(下り線)	(ヒロキオホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1986	159.00	8.50	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
広木大橋(上り線)	(ヒロキオホシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1995	136.00	8.25	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
大牧橋(下り線)	(オオマキハシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1987	35.00	9.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
大牧橋(上り線)	(オオマキハシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1995	32.00	8.75	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
田上橋(上り線)	(タノヘハシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1987	57.00	7.75	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
田上橋(下り線)	(タノヘハシノボリセ)	指宿鹿児島インター線	1987	57.00	7.75	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
山田インター橋	(ヤマダインターキョウ)	指宿鹿児島インター線	1986	41.00	8.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	II
無名橋1	(ホトツカカハート)	指宿鹿児島インター線	不明	2.50	12.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	南九州市	I
無名橋2	(ホトツカカハート)	指宿鹿児島インター線	不明	6.00	15.50	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	I
無名橋3	(ホトツカカハート)	指宿鹿児島インター線	不明	7.50	23.00	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	I
無名橋4	(ホトツカカハート)	指宿鹿児島インター線	不明	5.00	9.50	鹿児島県道路公社	鹿児島県	鹿児島市	I
内籠橋	(ウチノコシ)	市道内籠線	1965	2.10	4.60	鹿児島市	鹿児島市	始良市	II
第一北俣原橋	(ダイキタハラハシ)	市道第二ササゲ川二号線	1995	2.40	8.90	始良市	鹿児島県	始良市	II
第一北俣原橋	(ダイキタハラハシ)	市道第二ササゲ川四号線	1995	2.40	11.00	始良市	鹿児島県	始良市	II
重富路線橋	(シゲトシノキョウ)	市道十日町～勝元線	1959	29.10	12.90	始良市	鹿児島県	始良市	II
重富路線橋(歩道橋)	(シゲトシノキョウ(ホト)キョウ)	市道十日町～勝元線	1981	45.20	2.40	始良市	鹿児島県	始良市	II
川畑橋	(カワハシ)	市道中野線	1975	43.94	5.50	始良市	鹿児島県	始良市	II
楠園橋	(クスノキ)	市道湯ノ谷・葛蒲谷線	1988	2.70	5.00	始良市	鹿児島県	始良市	II
日ノ木橋	(ヒノキ)	市道長谷・楠原線	1975	40.34	5.30	始良市	鹿児島県	始良市	III
西浦下橋	(ニウラシマ)	市道西浦下線	1996	2.40	5.40	始良市	鹿児島県	始良市	I
大窪橋	(オオクボハシ)	市道大窪線	1994	2.40	6.30	始良市	鹿児島県	始良市	I
城山橋	(シロヤマ)	市道城山線	1965	2.90	6.00	始良市	鹿児島県	始良市	II
下内田橋	(シモウチノハシ)	市道内田陳之尾坂線	1966	15.00	4.08	阿久根市	鹿児島県	阿久根市	III
上里1号橋	(ウエサ1号キョウ)	市道大能14号線	2001	6.00	7.20	奄美市	鹿児島県	奄美市	I
成就寺橋	(シウジウジヤハシ)	市道千束松原田線	1970	5.30	4.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
小水流大島第2号橋	(シロウミノシマ2号キョウ)	市道元野大島線	1995	5.80	10.00	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
鹿野馬場橋	(シノノハシ)	市道朝日町訪馬場線	1960	3.30	4.50	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
牛尾橋	(ウシオシ)	市道大山野線	1928	16.20	6.30	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
十第4号橋	(ジュウシヨウ4号キョウ)	市道十第線	1968	14.40	4.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
向牛尾第2号橋	(ムカウシオダ2号キョウ)	市道木ノ下氏牛尾線	1977	7.60	10.30	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
向牛尾第1号橋	(ムカウシオダ1号キョウ)	市道木ノ下氏牛尾線	1977	7.60	10.30	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
牛尾小学校下橋	(ウシオシガクコウシマシ)	市道郡山牛尾線	1945	2.60	3.60	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
大丸橋	(オオマルハシ)	市道太田山野線	1927	6.90	6.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
高柳橋	(タカヤナギハシ)	市道太田山野線	1980	7.00	7.40	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
第一牛之河橋	(ダイイチウシノカハシ)	市道太田山野線	1927	10.50	5.80	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
芳ヶ野橋	(ホウケノハシ)	市道井立田上場線	1958	20.10	4.30	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	IV
瀬辺橋	(セノヘハシ)	市道立木辺線	1970	120.10	4.80	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	IV
押ヶ谷橋	(オシガヤハシ)	市道押ヶ谷線	1959	7.52	4.40	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	III
富ヶ丘第3号橋	(トモガキ3号キョウ)	市道富ヶ丘線	2001	2.40	6.00	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
赤松橋	(アカマツハシ)	市道富ヶ丘線	1965	10.34	5.67	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
富ヶ丘第4号橋	(トモガキ4号キョウ)	市道富ヶ丘線	2001	2.40	6.00	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
上の馬場橋	(ウノノウマバシ)	市道萩谷上ノ馬場線	1962	50.70	3.90	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
川岩瀬橋	(カワイサセハシ)	市道川岩瀬線	1954	8.07	4.65	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
岩水流橋	(イワノリハシ)	市道白木包ノ原線	1958	3.20	4.00	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
妙石橋	(ミョウシタハシ)	市道冷水2号線	1990	8.00	4.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
東橋	(ヒガシハシ)	市道曾木ノ滝下荒田線	1936	10.80	5.20	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
久呂橋	(クロノ)	市道笹野元古屋線	1954	8.70	8.90	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	III
八所橋	(ヤツロノ)	市道重留青木線	1980	72.30	8.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
田中橋	(タナカハシ)	市道田中徳辺線	1973	68.90	6.80	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
橋本橋	(ハシモトハシ)	市道田中橋本線	1971	18.50	4.60	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
岡川橋	(オカガハシ)	市道田中橋本線	1970	22.00	6.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
中山橋	(ナカヤマハシ)	市道中山線	1950	6.80	4.40	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
星籠橋	(ホシカゴハシ)	市道前目共進線	1955	4.90	5.50	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
第1号橋	(ダイイチノハシ)	市道前目7号線	1964	5.82	4.01	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
八原橋	(ハチハラハシ)	市道前目8号線	1964	5.20	4.94	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
田中下橋	(タナカシノハシ)	市道前目15号線	1960	5.90	3.70	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	II
分枝橋	(ワキヅハシ)	市道新川11号線	1993	4.90	5.50	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
共進橋	(キシンハシ)	市道前目滝上線	1940	4.40	2.20	伊佐市	鹿児島県	伊佐市	I
上浦田橋	(ウエウラハシ)	市道新蔵上伊勢山線	1969	9.60	4.00	出水市	鹿児島県	出水市	II
小木場1号橋	(コノベ1号キョウ)	市道小木場線	1971	10.00	4.30	出水市	鹿児島県	出水市	III
タム平橋	(タムヒラハシ)	市道田原高川線	1971	36.00	4.00	出水市	鹿児島県	出水市	II
中間橋	(ナカマエハシ)	市道田原高川線	1971	39.00	4.00	出水市	鹿児島県	出水市	II
小山田橋	(コヤマダハシ)	市道別府小山田線	1978	44.00	5.00	出水市	鹿児島県	出水市	II
新生福橋	(シニフクハシ)	市道河内線	1976	24.70	9.80	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II
川畑橋	(カワハシ)	市道川畑線	1973	17.00	4.40	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II

蒲生田橋	(カムタハシ)	市道下手松山線	1967	40.60	4.70	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
田平2号橋	(タヒラ2号キョウ)	市道土川11号線	1977	2.50	8.00	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II
平身橋	(ヒラミハシ)	市道羽島崎神社線	1975	12.20	6.30	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II
御帳付橋	(ミツケツケハシ)	市道羽島崎神社線	1975	3.40	6.30	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
白浜橋	(シラハマ)	市道白浜2号線	1969	9.00	8.60	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
角石橋	(カクシ)	市道角石線	不明	4.90	3.65	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II
薩摩山2号橋	(サツマヤマ2号キョウ)	市道旧国道薩摩山線	不明	2.26	3.78	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	II
塩田3号橋	(シホタ3号キョウ)	市道島平・野元線	1953	6.31	11.00	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
塩田4号橋	(シホタ4号キョウ)	市道春日・京町線	1950	3.85	5.96	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
塩田6号橋	(シホタ6号キョウ)	市道元町・春日町1号線	1950	3.95	3.90	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
塩田7号橋	(シホタ7号キョウ)	市道駿・浜町線	1995	3.35	9.05	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
塩田8号橋	(シホタ8号キョウ)	市道大原・湯下線	1939	3.65	14.98	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
城ヶ崎橋	(シロガサキハシ)	市道別府・島平線	1972	6.35	4.40	いちき串木野市	鹿児島県	いちき串木野市	III
古城橋	(シロキリハシ)	市道宮ヶ浜大門口線	1957	8.40	6.00	指宿市	鹿児島県	指宿市	III
中福良橋	(ナカフクハシ)	市道二反田川線	1932	5.80	10.80	指宿市	鹿児島県	指宿市	III
向吉下橋	(ムカヨシノハシ)	市道丹波波上通り線	1956	2.00	15.90	指宿市	鹿児島県	指宿市	II
春日橋	(カサハシ)	市道湯湯大門線	1933	5.70	7.20	指宿市	鹿児島県	指宿市	III
大谷3号橋	(オオタニ3号キョウ)	市道大谷中浜上線	1959	7.50	4.10	指宿市	鹿児島県	指宿市	III
茨橋	(シバハシ)	市道釣ヶ追撥公園線	1931	9.20	5.30	指宿市	鹿児島県	指宿市	II
北迫橋	(キタサセ)	市道湊前摺ヶ浜線	1956	2.40	5.00	指宿市	鹿児島県	指宿市	II
旧市橋	(キウシノハシ)	市道旧市線	不明	2.00	4.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
前峰橋	(マエミネ)	市道鶴木・前峰線	不明	2.00	3.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
萩之谷橋	(ハギノヤハシ)	市道萩之谷線	不明	2.00	7.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
長田9号橋	(ナガタ9号キョウ)	市道長田5号線	不明	2.00	5.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
薬師4之橋	(ヤクシヨウハシ)	市道城西22号線	不明	2.00	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
薬師5之橋	(ヤクシヨウハシ)	市道城西21号線	不明	2.00	4.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
上鶴橋	(ウエツルハシ)	市道谷上・宇都迫線	不明	2.10	6.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第1穴之草橋	(ダイアナノクサハシ)	市道三重野穴之草線	不明	2.10	7.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
平岩橋	(ヒライハシ)	市道七ツ島五位野線	不明	2.10	9.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
薬師1之橋	(ヤクシヨウハシ)	市道城西24号線	不明	2.10	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
薬師2之橋	(ヤクシヨウハシ)	市道城西23号線	不明	2.10	4.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
久津輪橋	(クツリン)	市道久津輪線	1965	2.20	5.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
妙現田橋	(ミョウゲンダハシ)	市道妙現田線	1967	2.20	4.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
宇都橋	(ウダハシ)	市道春山川口線	不明	2.20	6.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
柳橋	(ヤナギハシ)	市道竹迫七村線	不明	2.20	5.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第2大久保橋	(ダイオクボハシ)	市道大久保線	1993	2.30	5.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
中丸橋	(ナカマルハシ)	市道船田・小山線	1961	2.30	5.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1三重野橋	(ダイサンノヘハシ)	市道三重野線	1976	2.30	4.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
愛宕前橋	(アタゴマエハシ)	市道旧市3号線	1980	2.40	4.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
十一面橋	(ジュウイチノヘハシ)	市道宮坂一倉線	1991	2.40	7.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1中溝橋	(ダイチノミヅハシ)	市道町～喜入線	1965	2.40	5.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2中溝橋	(ダイニノミヅハシ)	市道町～喜入線	1975	2.40	6.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第一赤滝橋	(ダイイチノセキハシ)	市道宮之浦・牧線	1974	2.40	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
中ノ原橋	(ナカノハラハシ)	市道内門・神園線	不明	2.43	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
柳崎水路橋	(ヤナギサキスイロハシ)	市道川上鶴田線	不明	2.00	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
蔵角橋	(クラカドハシ)	市道蔵角線	1980	2.50	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第1井手ノ河橋	(ダイイチノイデノカハシ)	市道前首見線	1992	2.50	4.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1吉見橋	(ダイイチノヨシミハシ)	市道吉見線	1957	2.50	5.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
片野2号橋	(カタノ2号キョウ)	市道片野線	1992	2.50	7.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
溝下橋	(ミヅノカハシ)	市道内門・神園線	1974	2.50	7.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
宮地橋	(ミヤジハシ)	市道薩～淵田線	1945	2.60	5.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
和田塩入橋	(ワタシホハシ)	市道和田塩屋4号線	不明	2.60	26.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
上之浜橋	(ウエノハマハシ)	市道大開3号線	1980	2.70	5.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
平山田橋	(ヒラヤマダハシ)	市道内木場線	1969	2.70	12.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
倉谷橋	(クラヤハシ)	市道宮之浦・牧線	2006	2.70	16.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第二塩杣橋	(ダイニノシロハシ)	市道桑之丸・元峰線	1977	2.70	5.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第一神社橋	(ダイイチノジヤハシ)	市道花尾神社線	1959	2.70	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
大力橋	(オホチカラハシ)	市道大力線	不明	2.70	5.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
萩別府橋	(ハギベツフハシ)	市道萩別府3号線	不明	2.70	7.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2滝川橋	(ダイニノタキガハシ)	市道万田ヶ字都平馬場線	不明	2.80	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
脇ヶ瀬戸橋	(ワキガセノヘハシ)								

鹿児島県のH26点検結果

5-3 点検結果 個別橋梁リスト (3/5)

第二鹿倉橋	(ダ2カクラハシ)	市道鹿倉線	不明	3.10	2.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
加屋園橋	(カヤヅメハシ)	市道川上鶴田線	不明	3.10	4.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
泰山橋	(タマヤマハシ)	市道春山井手之上線	不明	3.10	5.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
三吉橋	(サンギハシ)	市道駄床線	1959	3.20	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
八枝橋	(ヤヅダハシ)	市道米倉～後生見線	1935	3.20	4.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
墓頭橋	(モカシラハシ)	市道谷ノロ・平野線	2009	3.20	17.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第二新開橋	(ダイニシンカイハシ)	市道上河内・神園線	1980	3.20	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
瀬ノ下橋	(セノシタハシ)	市道後中・丸山線	2009	2.90	17.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
上之丸橋	(カミマルハシ)	市道上之丸線	1966	3.20	4.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
仲手橋	(ナケテハシ)	市道茄子田・大浦線	1975	3.20	11.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
共栄橋	(キョウエイハシ)	市道直木高田線	不明	3.20	14.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
梅田橋	(ウメダハシ)	市道ダリ山線	1966	3.30	5.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
堂部金橋	(ドウベカネハシ)	市道中別府線	不明	2.20	13.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
小田代橋	(オダシロハシ)	市道小田代～知覧線	1963	3.40	5.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
中蘭橋	(ナカランハシ)	市道員底川右岸線	1951	3.40	4.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
谷口橋	(ヤノグチハシ)	市道谷ノロ・平野線	1994	3.40	32.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
門之口橋	(カドノグチハシ)	市道光山3号線	1978	3.40	6.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第3外戸本橋	(ダイサンゴトモハシ)	市道外戸本線	1939	3.50	3.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
倉谷2号橋	(クラニヤ2号橋)	市道倉谷線	不明	3.50	2.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第3影原橋	(ダイサンカゲハラハシ)	市道影原線	1977	3.50	8.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
古園橋	(フルノハシ)	市道古園線	1917	3.50	6.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
松久保橋	(マツホクハシ)	市道松久保線	1987	3.60	15.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
中道橋	(ナカミチハシ)	市道藤・東下線	1997	3.60	5.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
城橋	(シロハシ)	市道城線	1962	3.60	3.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
恵比寿隧道橋	(エビスイドウハシ)	市道中央町8号線	不明	3.70	6.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
内木場橋	(ウチノキハシ)	市道道立線	1967	3.80	5.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
片野1号橋	(カタノ1号橋)	市道山下比良線	1958	3.80	5.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
谷下橋	(ヤノシタハシ)	市道本城・柳ヶ谷線	1973	3.80	8.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第二社社橋	(ダイニシヤハシ)	市道花屋神社線	1959	3.80	3.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
第3アヒル橋	(ダイサンアヒルハシ)	市道上童尾4号線	1998	3.80	3.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
川上橋	(カミガハシ)	市道川上3号線	1997	3.90	4.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
井手口橋	(イデグチハシ)	市道井手口・佐山線	2012	4.10	7.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第二基頭橋	(ダイニモトガハシ)	市道谷ノロ・平野線	不明	3.90	4.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
大平橋	(オホヒラハシ)	市道宮脇・大平線	1996	3.90	7.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
二軒茶屋第2水路橋	(ニケンチャヤダ2水路橋)	市道金属団地1号線	2014	3.90	12.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
上武蔵道橋	(カミムサシマダハシ)	市道武33号線	不明	3.90	5.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2飛松橋	(ダイニトビマツハシ)	市道飛松線	1978	4.00	5.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
中野橋	(ナカノハシ)	市道黒石中野線	1972	4.00	3.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
堂上橋	(ドウノウハシ)	市道宮之浦・牧線	1972	4.00	7.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
山下1号橋	(ヤマノシタ1号橋)	市道門松・地浦線	不明	4.00	5.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1影原橋	(ダイニカゲハラハシ)	市道野頭団地6号線	2004	4.00	15.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
第1鎌塚橋	(ダイニカサヅカハシ)	市道鎌山鎌塚線	不明	4.00	8.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第2源太橋	(ダイニゲンダイハシ)	市道源太線	不明	4.00	4.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
新川追橋	(ニウカハシ)	市道新川坂線	1973	4.00	4.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1出し道橋	(ダイニデシミチハシ)	市道出し道線	1974	4.10	3.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
井手橋	(イデハシ)	市道井手口・佐山線	1966	4.10	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
上永吉橋	(カミカヨシハシ)	市道平見線	不明	4.10	5.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
荒田川第3歩道橋	(アラタガハシ3歩道橋)	市道荒田川18号線	不明	4.10	2.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第1中洲橋	(ダイニナカヌマハシ)	市道上荒田17号線	1952	4.10	5.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
木場橋	(キバハシ)	市道内木場線	1933	4.20	4.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
大久保橋	(オホクボハシ)	市道大久保線	不明	4.30	3.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第三赤滝橋	(ダイサンアカタキハシ)	市道宮之浦・牧線	1974	4.30	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
蟻之元橋	(アリノモトハシ)	市道須永木・茄子田線	1975	4.30	6.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
影原第2橋	(カゲハラ2号橋)	市道影原線	1976	4.30	4.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第8中洲橋	(ダイシチナカヌマハシ)	市道上荒田18号線	1952	4.30	5.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
宮五郎橋	(ミヤゴロハシ)	市道川原線	1929	4.40	19.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第1金山橋	(ダイニキサンハシ)	市道金山線	1939	4.40	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第2外蘭橋	(ダイニオランダハシ)	市道小学校～森湾線	1935	4.40	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
宇都橋	(ウツノハシ)	市道宇都・巖合線	1971	4.40	4.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
仁礼木橋	(ニレキハシ)	市道芹ヶ追線	不明	4.40	2.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
外戸元橋	(ウチノモトハシ)	市道水越線	1964	4.50	4.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2外戸本橋	(ダイニウチノモトハシ)	市道外戸本線	1972	4.50	4.40	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
幸加橋	(コキハシ)	市道幸加線	不明	4.50	3.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
東渡橋	(トウワタリハシ)	市道東渡線	1961	4.50	3.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
荒田川第2歩道橋	(アラタガハシ2歩道橋)	市道上荒田19号線	不明	4.50	2.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第二赤滝橋	(ダイニアカタキハシ)	市道宮之浦・牧線	1966	5.00	4.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
庵ノ脇橋	(アノワキハシ)	市道比志島本線	1959	4.60	6.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
谷川原橋	(ヤノカワハラハシ)	市道比志島本線	1961	4.60	8.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
荒田川第1歩道橋	(アラタガハシ1歩道橋)	市道上荒田19号線	1952	4.60	2.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
浜田橋	(ハマダハシ)	市道道立～浜田線	1970	4.70	4.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II

森園橋	(モリノハシ)	市道森園下り山線	1979	4.70	5.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
第3小畑橋	(ダイサンコノハシ)	市道山下比良線	1979	4.80	4.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
和田橋	(ワダハシ)	市道谷上・宇都追線	1925	4.80	4.73	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
竹下橋	(タケノハシ)	市道川上花棚線	不明	4.80	10.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
櫻田橋	(エキダハシ)	市道櫻田線	1973	4.90	4.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
新春山橋	(シンハルヤマハシ)	市道春山井手之上線	1951	4.90	6.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
緑橋	(キナハシ)	市道七ツ島みどり橋線	1976	16.70	7.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
太陽橋	(タイヨウハシ)	市道与次郎ヶ浜中央線	1970	16.70	28.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
仮屋崎橋	(カヤサキハシ)	市道喜入線	1968	18.90	6.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
福留橋	(フクリウハシ)	市道本坊伊集院線	1989	19.80	7.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
皇徳寺団地2号陸橋	(コウトクサンヂョウゴウリキョウ)	市道皇徳寺団地15号線	1982	21.90	9.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
岩崎谷橋	(イワサキダニハシ)	市道城山冷水線	1996	29.20	16.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
鹿倉橋	(カクラハシ)	市道鹿倉線	1982	30.30	5.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
内田宇都橋	(ウチノウツノハシ)	市道内田宇都線	1959	31.00	3.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
吉水橋	(ヨシミヅハシ)	市道吉水・吉野線	1973	42.00	7.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
南洲橋	(ナンシュウハシ)	市道南洲橋線	1997	56.00	4.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
甲突橋	(カウツキハシ)	市道ナボリ通線	1999	65.00	36.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
西紫原陸橋	(ニシムラサキハシリクキョウ)	市道都元字宿線	2000	70.20	16.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
唐津陸橋	(トウツキョウ)	市道唐津陸橋線	1968	165.20	8.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
紫原本通線立交差橋	(ムラサキハシリクキョウサキョウ)	市道紫原中央線	1979	250.00	11.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
新村橋	(シムラハシ)	市道小野山ノ手線	1959	4.60	9.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第7中洲橋	(ダイシチナカヌマハシ)	市道上荒田19号線	1952	4.60	8.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2中洲橋	(ダイニナカヌマハシ)	市道荒田18号線	1961	6.00	6.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
塩釜橋	(シホカマハシ)	市道南林寺2号線	1964	7.50	4.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
中島橋	(ナカシマハシ)	市道花尾野中田線	1937	12.40	5.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
後庵橋	(ゴアンハシ)	市道川上線	1987	14.10	5.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
第2古屋敷橋	(ダイニコロヤシキハシ)	市道古屋敷草野線	1932	15.20	5.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
坂之上歩道橋	(サカノノエトハシ)	市道坂之上中支線	1985	16.50	1.90	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
田上橋	(タノカミハシ)	市道田上中央線	1981	18.10	22.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
小薄橋	(コウスハシ)	市道古里有武線	1965	33.00	6.10	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
磯吉橋	(イソキハシ)	市道磯吉線	1954	22.40	3.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
宮園橋	(ミヤノハシ)	市道宮園・上沢津線	1966	11.40	3.60	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
釜五橋	(カマゴハシ)	市道岡崎城ヶ鼻線	1962	9.30	2.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
大牟礼橋	(オオムレハシ)	市道西郷線	1984	3.40	6.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
間渡橋	(マワタハシ)	市道門前平瀬線	1966	23.50	3.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
中大牟礼橋	(ナカオオムレハシ)	市道西迫大牟礼線	1946	2.20	7.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
當橋	(ウラハシ)	市道大牟礼線	1945	3.10	6.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
鏡原上橋	(カミミナラウエハシ)	市道鏡原上線	1951	2.10	4.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
車田橋	(クルマダハシ)	市道車田東原線	1953	2.00	5.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
福留橋	(フクリウハシ)	市道車田渡線	1973	2.00	5.70	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
岡牟田橋	(オカムタハシ)	市道原口池山線	1981	2.30	5.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
城之前橋	(シロノサキハシ)	市道神野東線	1985	4.00	4.20	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II
有馬橋	(アリマハシ)	市道立元小存線	不明	4.40	6.30	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	I
下原橋	(シノハラハシ)	市道赤水・星塚線	1935	30.20	3.80	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
上川内第2橋	(カミカハシ2号橋)	市道川内2号線	1960	16.50	2.50	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
向川原橋	(ムカガハラハシ)	市道上井5号線	1963	34.90	3.60	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
黒橋	(クロハシ)	市道道場口～重久線	1965	29.70	3.03	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
渡瀬橋	(ワタセハシ)	市道渡瀬1号線	1968	14.20	2.70	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
上川床橋	(カミカワコハシ)	市道枇杷首線	1970	12.20	3.50	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
懐渡橋	(ウラワタリハシ)	市道竹子線	1974	16.30	5.80	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
豊後迫橋	(トヨノサカハシ)	市道石原線	1979	37.40	3.40	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
別府橋	(ベツフハシ)	市道石原線	1981	41.80	2.50	霧島市	鹿児島県	霧島市	III
高松橋	(タカマツハシ)	市道西方・海岸線	1963	5.50	2.80	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
第2水迫橋	(ダイニミヅサカハシ)	市道水迫・大石ヶ谷線	1959	3.70	8.40	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
一条殿橋	(イツノエノハシ)	市道一条殿・峠路線	1939	11.20	4.50	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
丸山橋	(マルヤマハシ)	市道今村・丸山線	1975	4.00	7.00	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
八畝割橋	(ヤチノハシ)	市道高江・永江線	1925	3.40	4.80	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
第2牟田橋	(ダイニムタハシ)	市道高江・牟田2号線	1996	3.40	3.40	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
開戸橋	(カハトハシ)	市道向川・高城線	1968	204.90	11.20	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
荒峰橋	(アラミネハシ)	市道青山・荒峰線	1973	2.00	5.40	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
第2太島橋	(ダイニタシマハシ)	市道青山・荒峰線	1973	2.00	6.50	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
第3荒峰橋	(ダイサンアラミネハシ)	市道青山・荒峰線	1973	2.00	5.40	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
吉野山橋	(ヨシノヤマハシ)	市道平佐・吉野山線	1962	5.60	5.50	薩摩川内市	鹿児島県	薩摩川内市	II
木無礼橋									

5-3 点検結果 個別橋梁リスト (4/5)

Table with 10 columns: 橋名, 所在地, 開工年, 延長(m), 幅員(m), 構造, 点検年, 点検結果, 点検者, 備考. Contains bridge inspection data for various locations in Kagoshima Prefecture.

Table with 10 columns: 橋名, 所在地, 開工年, 延長(m), 幅員(m), 構造, 点検年, 点検結果, 点検者, 備考. Continuation of bridge inspection data for various locations in Kagoshima Prefecture.

5-3 点検結果 個別橋梁リスト (5/5)

下園橋	(シモノハシ)	町道前原下園線	1961	5.50	5.50	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	II
八反田橋	(ハツタダハシ)	町道上之河原諏訪線	1969	3.00	4.00	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	II
中原2号橋	(ナハラニゴウハシ)	町道中原2号線	1967	3.40	6.30	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	III
浦橋	(ウラハシ)	町道浦一号線	1967	3.20	4.60	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	II
畦地橋	(アゼチハシ)	町道瀬戸山西方線	1970	3.40	11.00	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	II
郡橋	(コリハシ)	町道郡上管線	1974	10.80	4.00	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	III
針山3号橋	(ハリヤマサンゴウハシ)	町道針山川口線	1985	5.40	2.50	南大隅町	鹿児島県	南大隅町	II
夏田橋	(ナツダハシ)	町道夏田郡原線	1972	46.20	4.70	南種子町	鹿児島県	南種子町	III
白川線1号橋	(シラカワハシイチゴウハシ)	町道白川線	1966	4.00	4.50	屋久島町	鹿児島県	屋久島町	I
白川線2号橋	(シラカワセンゴウハシ)	町道白川線	1966	5.40	4.00	屋久島町	鹿児島県	屋久島町	I
三反原橋	(サンタバルハシ)	町道下場老谷線	1975	5.10	9.90	湧水町	鹿児島県	湧水町	II
与毛田橋	(ヨモタハシ)	町道供利茶花線	1965	5.20	7.60	与論町	鹿児島県	与論町	II
朝戸川橋	(アサトガワハシ)	村道古欄川尻原線	1964	3.50	3.00	宇檢村	鹿児島県	宇檢村	III
第二田檢橋	(ダイニケンハシ)	村道田檢名音線	1967	4.60	3.60	宇檢村	鹿児島県	宇檢村	III
上石良橋	(カミイシラハシ)	村道石良1号線	1983	3.40	3.00	宇檢村	鹿児島県	宇檢村	III
昭明橋	(ショウメイハシ)	村道田檢昭明線	1959	5.00	4.10	宇檢村	鹿児島県	宇檢村	III
湯湾橋	(ユウワンハシ)	村道湯湾中央線	不明	9.10	5.00	宇檢村	鹿児島県	宇檢村	III
下村橋	(シモムラハシ)	村道樋戸原本村線	1996	11.00	4.00	十島村	鹿児島県	十島村	III
港橋	(ミトハシ)	村道海岸線(1級)	1970	5.80	6.50	十島村	鹿児島県	十島村	III
宮川橋	(ミヤガワハシ)	村道海岸線(1級)	2001	5.70	5.50	十島村	鹿児島県	十島村	II
船寄橋	(フナヨリハシ)	村道海岸線(1級)	2006	6.90	4.00	十島村	鹿児島県	十島村	II
慶田橋	(ケイダハシ)	村道海岸線(1級)	2007	4.80	4.38	十島村	鹿児島県	十島村	II
酢川橋	(スガワハシ)	村道海岸線(1級)	1970	5.30	4.00	十島村	鹿児島県	十島村	III
殿川橋	(トノガワハシ)	村道殿川線	1970	5.90	3.52	十島村	鹿児島県	十島村	III
新興橋	(シンキュウハシ)	村道里村線	2014	7.00	4.20	十島村	鹿児島県	十島村	I
深山橋	(フカヤマハシ)	村道東西線	2014	6.50	3.70	十島村	鹿児島県	十島村	I
大川橋	(オオカワハシ)	村道南廻線	1983	4.00	4.00	十島村	鹿児島県	十島村	II
鬼ヶ平橋	(オニガヒラハシ)	村道丸瀬線	1978	4.00	6.70	三島村	鹿児島県	三島村	III
戸田橋	(トエハシ)	村道戸田線	不明	7.40	3.00	大和村	鹿児島県	大和村	III
美里橋	(ミサハシ)	村道戸田9号線	1983	9.50	5.00	大和村	鹿児島県	大和村	III
大和橋	(ヤマトハシ)	村道津名久大和浜線	1959	39.00	0.44	大和村	鹿児島県	大和村	III
神河橋	(カミカワハシ)	東西白沢線	1952	8.00	5.60	枕崎市	鹿児島県	枕崎市	III
金山橋	(キサンハシ)	金山線	1979	12.80	7.20	枕崎市	鹿児島県	枕崎市	III
寺田橋	(テラダハシ)	梅ヶ迫立神センター線	1970	16.40	4.60	枕崎市	鹿児島県	枕崎市	III

5-3 点検結果 個別トンネルリスト

資料⑤

【鹿児島県】トンネル点検結果

平成27年6月30日時点

トンネル名(フリガナ)	路線名	完成年次 (西暦)	延長 (m)	トンネル の分類	トンネル の施工法	管理者		行政区域		点検記録
						管理者名	都道府県名	市区町村名	判定区分	
新海淵トンネル	(シカガ外トンネル)	国道220号線	2013	151.80	陸上	山岳(NATM)	九州地整	鹿児島県	垂水市	I
小野トンネル(上)	(オノトンネル)	九州自動車道	1986	461.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	鹿児島市	III
小野トンネル(下)	(オノトンネル)	九州自動車道	1986	441.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	鹿児島市	III
田上トンネル(上)	(タカミトンネル)	九州自動車道	1986	828.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	鹿児島市	III
田上トンネル(下)	(タカミトンネル)	九州自動車道	1986	882.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	鹿児島市	II
細田口トンネル	(サイダグチトンネル)	南九州西回り自動車道	1997	314.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	鹿児島市	II
野久美田 TN	(ノクミダトンネル)	隼人道路	1991	251.00	陸上	山岳(NATM)	西日本	鹿児島県	霧島市	II
大牧隧道	(オオマクスイトウ)	大牧線	1986	128.60	陸上	シールド	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	III
宇宿地下道	(ウスキチカウ)	宇宿広木線	2003	251.00	陸上	開削	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	II

5-3 点検結果 個別道路附属物リスト

【鹿児島県】道路附属物点検結果									
平成27年6月30日時点									
道路附属物名(フリガナ)	路線名	完成年次 (西暦)	延長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域			点検記録 判定区分
						管理者名	都道府県名	市区町村名	
牛根横断歩道橋 (ウシネオウダンポトウキョウ)	国道220号線	1973	26.30	1.50	九州地整	鹿児島県	垂水市		II
ボックスカルバート1 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	1999	24.50	8.75	九州地整	鹿児島県	薩摩川内市		III
ボックスカルバート3 (ボックスカルバート)	国道3号線(南九州道)	不明	35.00	7.00	九州地整	鹿児島県	薩摩川内市		II
ボックスカルバート4 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	不明	18.00	7.00	九州地整	鹿児島県	薩摩川内市		II
ボックスカルバート5 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2002	30.00	10.20	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		III
ボックスカルバート6 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2002	45.00	7.00	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		II
ボックスカルバート7 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2002	30.00	11.10	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		III
ボックスカルバート8 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2002	64.50	7.00	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		III
ボックスカルバート9 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2002	50.00	7.00	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		II
ボックスカルバート10 (ボックスカルバート)	国道3号線(川内道路)	2004	37.00	7.00	九州地整	鹿児島県	いちき串木野市		III
ボックスカルバート12 (ボックスカルバート)	国道3号線(鹿児島バイパス)	不明	38.00	12.00	九州地整	鹿児島県	鹿児島市		III
ボックスカルバート13 (ボックスカルバート)	国道10号線(加治木BP)	2002	19.50	6.00	九州地整	鹿児島県	始良市		III
ボックスカルバート14 (ボックスカルバート)	国道10号線(加治木BP)	2001	25.00	8.00	九州地整	鹿児島県	始良市		III
ボックスカルバート15 (ボックスカルバート)	国道10号線(加治木BP)	2001	24.00	8.00	九州地整	鹿児島県	始良市		III
道路情報提供装置 (ドウロジヨウホウテイキョウソウチ)	国道224号線	1992			九州地整	鹿児島県	鹿児島市		II
道路情報提供装置 (ドウロジヨウホウテイキョウソウチ)	国道224号線	2001			九州地整	鹿児島県	鹿児島市		II
栗野-1 (クリノ-1)	九州自動車道	1979	9.80	9.70	西日本	鹿児島県	湧水町		III
栗野-3 (クリノ-3)	九州自動車道	1979	10.10	10.10	西日本	鹿児島県	湧水町		II
栗野-5 (クリノ-5)	九州自動車道	1979	9.70	9.70	西日本	鹿児島県	湧水町		III
横川-13 (ヨコガワ-13)	九州自動車道	1979	9.80	9.50	西日本	鹿児島県	霧島市		II
横川-16 (ヨコガワ-16)	九州自動車道	1979	12.50	11.00	西日本	鹿児島県	霧島市		III
横川-17 (ヨコガワ-17)	九州自動車道	1979	9.10	8.50	西日本	鹿児島県	霧島市		III
溝辺-22 (ミゾベ-22)	九州自動車道	1975	8.10	8.12	西日本	鹿児島県	始良市		III
加治木-7 (カシキ-7)	九州自動車道	1973	16.50	15.50	西日本	鹿児島県	始良市		II
加治木-25 (カシキ-25)	九州自動車道	1973	8.40	8.40	西日本	鹿児島県	始良市		II
加治木-30 (カシキ-30)	九州自動車道	1973	11.20	10.30	西日本	鹿児島県	始良市		II
始良-2 (アライ-2)	九州自動車道	1973	12.10	12.06	西日本	鹿児島県	始良市		II
始良-5 (アライ-5)	九州自動車道	1973	15.30	11.20	西日本	鹿児島県	鹿児島市		II
薩摩吉田-9 (サツマヨシダ-9)	九州自動車道	1977	8.20	8.18	西日本	鹿児島県	鹿児島市		III
串木野小前歩道橋 (クシキノコサマエホトウキョウ)	県道39号線串木野種脇線	1967	11.00	1.50	鹿児島県	鹿児島県	いちき串木野市		III
大小路横断歩道橋 (オオコウジヨウダンポトウキョウ)	国道267号	1988	20.00	1.50	鹿児島県	鹿児島県	薩摩川内市		III
高千穂歩道橋 (タカチホトウキョウ)	国道223号	1991	10.80	1.50	鹿児島県	鹿児島県	霧島市		II
小谷歩道橋 (コタニトウキョウ)	国道223号	1991	19.20	3.00	鹿児島県	鹿児島県	霧島市		II
吉松横断歩道橋 (ヨシマツヨウダンポトウキョウ)	国道268号	1973	19.43	1.50	鹿児島県	鹿児島県	湧水町		II
米山歩道橋 (コメヤマトウキョウ)	県道42号線川内加治木線	1977	15.20	1.50	鹿児島県	鹿児島県	始良市		III
西原歩道橋 (ニシハラトウキョウ)	国道269号	1967	13.50	1.50	鹿児島県	鹿児島県	鹿屋市		II
北田歩道橋 (キタタトウキョウ)	国道269号	1991	19.90	1.50	鹿児島県	鹿児島県	鹿屋市		II
寿歩道橋 (コトブキホトウキョウ)	県道68号線	1968	17.80	1.50	鹿児島県	鹿児島県	鹿屋市		II
奄美高校前歩道橋 (アマミコウコウサマエホトウキョウ)	国道58号	1969	12.20	2.30	鹿児島県	鹿児島県	奄美市		II
金久中前歩道橋 (カナクチュウサマエホトウキョウ)	県道79号線名瀬瀬戸内線	1976	23.80	2.00	鹿児島県	鹿児島県	奄美市		II
武本第1号洞門 (タケモトダイイチゴウドウモン)	江川野丸塚線	不明	18.00	4.00	出水市	鹿児島県	出水市		III
新照院跨線歩道橋 (シンショウインコウセンポトウキョウ)	新照院9号線	1970	21.90	2.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		III
操車場第一歩道橋 (ソウシャバウダイチホトウキョウ)	唐湊5号線	不明	59.60	2.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		III
操車場第二歩道橋 (ソウシャバウダイニホトウキョウ)	唐湊13号線	不明	14.50	1.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		III
田上歩道橋 (タノホトウキョウ)	田上中央線	1972	18.00	1.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		III
鶴丸高校前歩道橋 (ツルマルコウコウサマエホトウキョウ)	城西線	1971	15.75	1.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		III
ニュータウン中央歩道橋 (ニュータウンチュウオウホトウキョウ)	南港2号線	1977	31.60	3.00	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		II
福平夢橋 (フクヒラユメハシ)	芝野五位野西線	1998	36.60	1.50	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		I
松陽歩道橋 (ソウヨウホトウキョウ)	松陽台(歩)2-6号線	2006	40.20	2.80	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市		I

資料⑤

5-3 点検結果 個別溝橋リスト

資料⑤

【鹿児島県】溝橋点検結果

平成27年6月30日時点

道路橋名(フリガナ)	路線名	架設年次	橋長(m)	幅員(m)	管理者 管理者名	行政区域		点検記録 判定区分	
						都道府県名	市区町村名		
横川-1	(ヨコガワ-1)	九州自動車道	1979	6.00	16.90	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-2	(ヨコガワ-2)	九州自動車道	1979	5.40	28.00	西日本	鹿児島県	霧島市	III
横川-5	(ヨコガワ-5)	九州自動車道	1979	4.90	23.30	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-6	(ヨコガワ-6)	九州自動車道	1979	5.90	25.50	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-7	(ヨコガワ-7)	九州自動車道	1979	4.50	23.50	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-12	(ヨコガワ-12)	九州自動車道	1979	6.00	22.00	西日本	鹿児島県	霧島市	III
横川-15	(ヨコガワ-15)	九州自動車道	1979	6.00	35.80	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-24	(ヨコガワ-24)	九州自動車道	1978	7.60	27.00	西日本	鹿児島県	霧島市	II
横川-25	(ヨコガワ-25)	九州自動車道	1978	15.00	28.30	西日本	鹿児島県	霧島市	III
横川-27	(ヨコガワ-27)	九州自動車道	1978	15.90	28.80	西日本	鹿児島県	霧島市	II
溝辺鹿児島空港料金所地下 通路(溝)	(ミゾベ カゴシマクウコウリョウキンジョ チカツウロ(ミゾ))	九州自動車道	1978	2.50	66.20	西日本	鹿児島県	霧島市	II
溝辺-4	(ミゾベ-4)	九州自動車道	1978	6.80	37.20	西日本	鹿児島県	霧島市	III
溝辺-5	(ミゾベ-5)	九州自動車道	1978	4.70	25.70	西日本	鹿児島県	霧島市	II
溝辺-6	(ミゾベ-6)	九州自動車道	1978	6.90	26.00	西日本	鹿児島県	霧島市	II
溝辺-7	(ミゾベ-7)	九州自動車道	1978	4.70	25.60	西日本	鹿児島県	霧島市	III
溝辺-8	(ミゾベ-8)	九州自動車道	1978	6.10	27.80	西日本	鹿児島県	霧島市	III
溝辺-9	(ミゾベ-9)	九州自動車道	1978	3.60	25.60	西日本	鹿児島県	霧島市	II
加治木-10	(カジキ-10)	九州自動車道	1973	5.50	26.50	西日本	鹿児島県	始良市	II
加治木-12	(カジキ-12)	九州自動車道	1973	6.30	27.40	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-16	(カジキ-16)	九州自動車道	1973	11.20	24.90	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-18	(カジキ-18)	九州自動車道	1973	7.40	23.20	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-20	(カジキ-20)	九州自動車道	1973	4.40	31.60	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-22	(カジキ-22)	九州自動車道	1973	17.10	23.40	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-27	(カジキ-27)	九州自動車道	1973	15.50	22.60	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-28	(カジキ-28)	九州自動車道	1973	5.70	37.40	西日本	鹿児島県	始良市	II
加治木-29	(カジキ-29)	九州自動車道	1973	5.20	36.40	西日本	鹿児島県	始良市	III
加治木-31	(カジキ-31)	九州自動車道	1973	4.40	35.70	西日本	鹿児島県	始良市	II
始良-3	(アヲ-3)	九州自動車道	1973	3.60	14.10	西日本	鹿児島県	始良市	II
始良-4	(アヲ-4)	九州自動車道	1973	7.00	41.20	西日本	鹿児島県	始良市	III
始良-10	(アヲ-10)	九州自動車道	1973	3.00	27.00	西日本	鹿児島県	鹿児島市	II
始良-17	(アヲ-17)	九州自動車道	1973	8.50	60.90	西日本	鹿児島県	鹿児島市	II
薩摩吉田-3	(サツマヨシダ-3)	九州自動車道	1973	3.80	27.80	西日本	鹿児島県	鹿児島市	III
薩摩吉田-4	(サツマヨシダ-4)	九州自動車道	1977	4.70	23.00	西日本	鹿児島県	鹿児島市	III
鹿児島-2	(カゴシマ-2)	九州自動車道	1987	10.20	42.70	西日本	鹿児島県	鹿児島市	I

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置（通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
薩摩川内市	田海橋	小路線 (鹿児島県)	不明	上部工は漏水跡のほか、うき、鉄筋露出が広範囲で確認され、耐力低下が懸念されることから、補修、供用制限、架替など早急な対応を要する
伊佐市	芳ヶ野橋	井立田上場線 (鹿児島県)	1958	PC鋼線の破断が確認されるため、緊急対応として通行止めと する必要がある。
龍郷町	玉里1号 3号橋	玉里1号線 (鹿児島県)	1980	頂版下面の主筋、配力筋は、孔食による断面欠損が著しいため、緊急に措置が必要。

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

<各構造物の平成27年度の点検予定>

道路施設	管理施設数	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (C)	H27点検 予定数 (A+B-C)
橋梁	10,519	757	2,374	588	2,543
トンネル	174	15	22	9	28
道路附属物等	328	31	93	49	75

・H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26.12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある

＜最優先で点検すべき橋梁の平成27年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (C)	H27点検 予定数
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	135	36	41	22	55
跨線橋	129	35	32	35	32
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1539	156	623	128	651

・H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26.12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある

○市町村の人手不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

＜地域一括発注による平成26年度の点検・診断実施と平成27年度の計画＞

【平成26年度の実績, 3市 18橋】

・いちき串木野市9橋, 日置市6橋, 南九州市3橋, 計18橋

【平成27年度の状況, 8市町 222橋】

・1回目(6月25日入札)

その1・・・枕崎市5橋, 南九州市39橋, 計44橋
その2・・・瀬戸内町29橋, 龍郷町39橋, 計68橋

・2回目(8月31日入札)

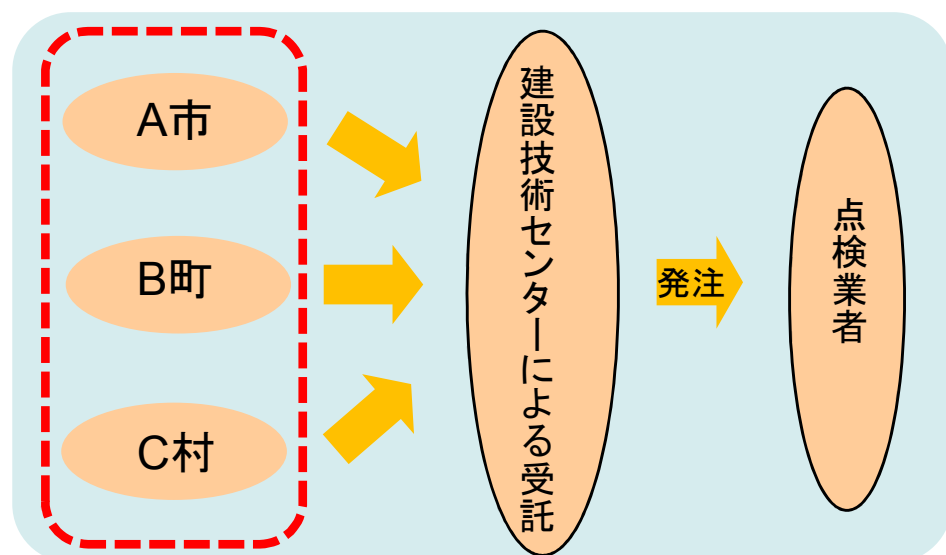
その3・・・いちき串木野市11橋, 日置市49橋, 計60橋
その4・・・垂水市26橋, 南大隅町24橋, 計50橋

・3回目

現在受付中

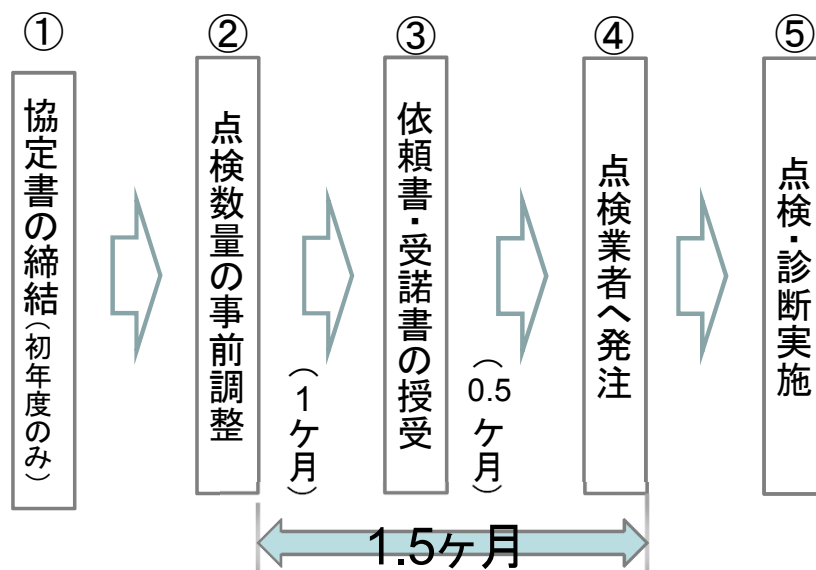
【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検・診断業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

・点検数量を予算等に合わせ調整の上、点検業者へ発注



①道路構造物管理実務者研修

〈5日間、九州技術事務所〉

対象：自治体職員及び直轄職員 予定人数：各40名
応募状況

時期：橋梁Ⅰ H27.8.3～8.7(修了) 41名
橋梁Ⅰ(2期)H27.9.28～10.2 31名
橋梁Ⅱ H27.11.9～11.13 24名
トンネル H27.8.24～8.28(台風のため延期) 12名

目的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。

募集：橋梁Ⅰ(2期)、橋梁Ⅱ、トンネルについて空きがあります。追加参加希望がありましたら、9月4日までに国土交通省 企画部企画課までご連絡下さい。



②メンテナンス研修：橋梁

対象：自治体職員(及び直轄職員)

予定人数：1会場40名程度

時期：10月以降

目的：管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領の理解に係わる講義



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年5月27日

道路局

高速道路跨道橋の点検状況について（その2）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。

このたび、平成26年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

（ポイント）

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべて点検を完了
- 高速道路6会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
- 老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月31日時点で点検済みの跨道橋数 (③)	5,562橋
点検実施率 (③/①)	96%

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
03-5253-8111(内線 38382) 03-5253-1619 (FAX)

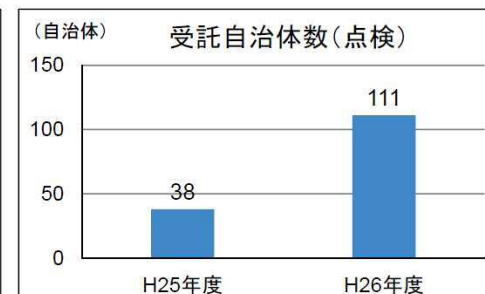
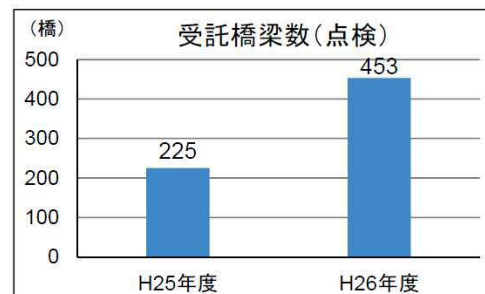
【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】

環境安全課 企画専門官 和田 賢哉
03-5253-8111(内線 38132) 03-5253-1622 (FAX)

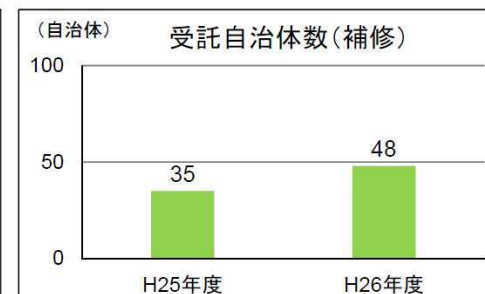
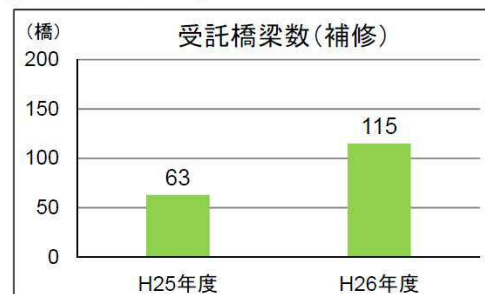
（参考）高速道路会社による点検・補修の受託

- 高速道路会社では、跨道橋管理者から点検・補修を受託する取り組みを実施
- 点検・補修ニーズの高まりを受け、多数の受託事業を実施しており、引き続き積極的に、地方公共団体などの跨道橋管理者を支援

【点検の状況】



【補修の状況】



点検実施状況



補修実施状況

(参考) 跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋 (道路法上の道路に限る)

※高速道路6社(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社)が管理する道路

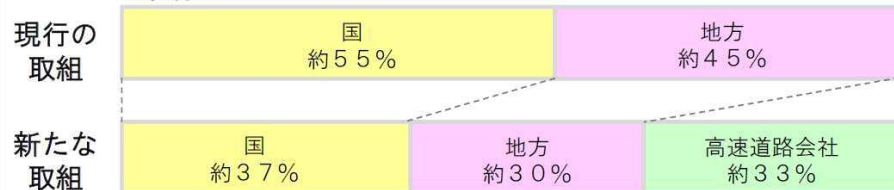


対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する
橋梁の単純撤去

支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる1/3を限度として負担



※社会資本整備総合交付金(道路事業を基幹事業とする場合)の効果促進事業で実施する国費率0.55の場合
【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定

※本支援の取組は、当分の間の措置とする